

清須市同時

2020年12月11日（金）
愛知県尾張県民事務所環境保全課
環境保全第一グループ
担当 高井、倉内
ダイヤル 052-961-7254
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 高橋、手嶋
内線 3045、3050
ダイヤル 052-954-6225

清須市における土壌・地下水汚染について

清須市内の有限会社新川^{しんかわ}ランドリー跡地において、土地管理者が土壌汚染等調査を実施したところ、土壌・地下水汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、土地管理者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

1 報告内容

- (1) 報告者
土地管理者
- (2) 報告年月日
2020年12月11日（金）
- (3) 調査実施期間
2020年7月29日（水）から2020年12月10日（木）まで
- (4) 汚染が判明した土地の所在地
愛知県清須市須ヶ口^{すかぐちしもそとまち}下外町355番1の一部
- (5) 報告の根拠
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第3条第1項
- (6) 調査結果

ア 土壌ガス

調査の結果4区画のうち、3区画でテトラクロロエチレン、2区画でトリクロロエチレンの土壌ガスが検出されました。

なお、土壌ガス調査により検出された第一種特定有害物質及びその分解生成物につきましては、土壌溶出量の検査を行うこととされています。

イ 土壌溶出量

次表のとおり法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

なお、土壌ガス調査で検出されたトリクロロエチレン及び分解生成物は法に規定する土壌溶出量基準に適合していました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数/ 調査区画数 ^{注2}
テトラクロロエチレン	0.13mg/L (13倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～4.0m	1 / 4

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

ウ 地下水

次表のとおり法に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過地点数/ 調査地点数
テトラクロ ロエチレン	0.36mg/L (36倍) ^注	0.01mg/L 以下	1 / 3

注：() 内は地下水基準に対する倍率を示す。

(7) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

土地管理者は、汚染土壌を掘削除去及び原位置浄化する予定です。

県は、土地管理者に対し、汚染土壌の掘削除去時の飛散・流出防止等の土壌汚染対策を適切に実施するとともに、清須市と連携して、汚染井戸の周辺調査、井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

また、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、法に基づき土壌溶出量基準を超過した区画を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 調査対象地の概要

(1) 面積

272.73 m²

(2) 調査対象地の利用状況

当該地には1982（昭和57）年3月から2008（平成20）年9月まで、テトラクロロエチレンを洗浄剤とする洗浄施設が設置されていましたが、施設等の異常、漏洩事故の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

- ・テトラクロロエチレン

高濃度のテトラクロロエチレンを長期間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められることがあり、比較的low濃度では頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が現れることがあります。

発がん性について、国際がん研究機関（IARC）では、テトラクロロエチレンをグループ2 A（人に対しておそらく発がん性がある）に分類しています。

（参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）

○ 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）（抄）

（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

第3条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設であって、同条第2項第1号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第3項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

2以下略

（要措置区域の指定等）

第6条 都道府県知事は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。

- 一 土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないこと。
- 二 土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当すること。

2以下略

(形質変更時要届出区域の指定等)

第11条 都道府県知事は、土地が第6条第1項第1号に該当し、同項第2号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。

2 以下 略

○ 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）（抄）

(汚染の拡散防止のための措置等)

第40条

1 略

2 土壤汚染対策法第3条第1項に規定する者、同法第4条第1項に規定する者（同項の規定による届出に係る土地の所有者等に限る。）又は同法第3条第8項、第4条第3項若しくは第5条第1項の規定による命令を受けた者であつて、同法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査を行わせたものは、当該土壤汚染状況調査の結果、当該土壤汚染状況調査に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、直ちに、土壤汚染等対策指針に従い、当該土壤の特定有害物質による汚染の拡散の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、当該汚染の状況及び講じた応急の措置の内容その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

3 以下 略

○ 区域の指定に係る基準及び地下水基準について

1 土壌溶出量基準

汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定されました。

2 土壌含有量基準

汚染土壌を直接摂取することによる健康影響を考慮して設定されました。

3 地下水基準

地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定されました。

表 区域の指定に係る基準及び地下水基準（法施行規則第 31 条及び第 7 条）

特定有害物質の名称	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下
第2種特定有害物質 (重金属等)	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下(遊離シアンとして)	検出されないこと
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	
第3種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下
	P C B	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

注：土壌ガスについては、検出された場合に土壌溶出量を調べ、土壌溶出量基準の適否を確認することになっており、基準値は設定されていません。